

25-15「生まれたばかりの共産主義社会」、「共産主義社会の第一段階の社会」と「発展した共産主義社会」、「共産主義社会のより高度の段階の社会」との相違について

『ゴータ綱領批判』から

「発展した共産主義社会」ではなく、「生まれたばかりの共産主義社会」では、「個々の生産者は、彼が社会にあたえたのときっかり同じだけのものを——あの諸控除(前述の「六つの控除」のこと——青山)をすませたあと——とりもどす」のであり、「ある形態の労働がそれと等しい量のべつの形態の労働と交換される」ことを述べ、「だから、**平等な権利**とは、ここでもまだやはり——原則的には——**ブルジョア的権利**である。」と、マルクスは言います。

そして、この労働の量で測られる「平等な権利」は、「労働者の不平等な個人的天分」にもとづく「不平等な労働にとっての不平等な権利である。」「**だからそれは、すべての権利と同様に、内容においては不平等の権利である。**」ことを述べ、「これらすべての欠陥を避けるためには、権利は平等であるよりも、むしろ不平等でなければならないだろう。」と、マルクスは言います。

続けてマルクスは、このような「共産主義社会の第一段階の社会」と「共産主義社会のより高度の段階の社会」との差異を明らかにし、「発展した共産主義社会」＝「自由の国」を展望した、下記の、有名な文章を述べます。

「しかしこのような欠陥は、長い生みの苦しみののち資本主義社会から生まれたばかりの、共産主義社会の第一段階では避けられないものである。権利は、社会の経済的な形態とそれによって制約される文化の発展よりも高度であることは決してできない。

共産主義社会のより高度の段階において、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったのち、また、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、生活にとってまっさきに必要なこととなったのち、また、諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産諸力も成長し、協同組合的な富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧きでるようになったのち——そのときはじめて、ブルジョア的権利の狭い地平は完全に踏みこえられ、そして社会はその旗にこう書くことができる。各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて！」(『ゴータ綱領批判』岩波文庫 P38-39)